

常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月23日（金） 健康福祉病院常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1)部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2)重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3)県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。

参考：年間活動計画書

委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

健康福祉病院常任委員会 活動計画書（平成26年5月～平成27年4月）

資料2

平成26年5月23日現在

1 所管調査事項

- ・保健衛生行政の推進について
- ・社会福祉及び社会保障の推進について
- ・地域医療対策について
- ・子ども及び青少年の育成について
- ・病院事業の運営について

2 重点調査項目

- (1) (昨年度 在宅医療の推進について)
- (2) (昨年度 健康対策(がん対策、こころと身体の健康対策)について)
- (3) (昨年度 地域医療(医療従事者の確保、定着支援)及び災害医療について)
- (4) (昨年度 子どもを守る取組について)

3 活動計画表

重点調査項目	平成26年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	4月
(1) (2) (3) (4) <調査方法> 当局から説明聴取 参考人招致 県内外調査 委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案、請願の審 査、所管事項の 調査 予決分科会 補正予算等の審 査、所管事項の 調査 (6/17,19)	県内調査 (7/23～25の 間)	県内調査 (8/6～8の間)	県外調査 (9/3～5の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 決算認定、補 正予算等 (10/6,8)	予決分科会 決算認定、当 初予算編成に 向けての基本 的な考え方 (11/4)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (12/9,11)			常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/ ,)	
執行部の主な予定		・成果レポート (案)				・企業会計決 算	・一般会計、 特別会計決算	・当初予算要求 状況		・当初予算案		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月23日～25日の間(日帰り) の取組等の調査を行う。
8月6日～8日の間(日帰り) の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

- 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行う。
実施する場合は、9月3日～5日の予定(2泊3日以内)